

## 水回りの修理に関する 悪質商法にご注意ください



### 【相談事例】



トイレが詰まったため、ネットで検索した事業者に修理を依頼した。ネットでは、基本料金500円と書いてあったが、事業者が現場を確認したところ、便器の交換が必要と言われ、30万円かかると言われた。修理後、よく考えると想定以上の高額な請求を受けたと思う。  
支払わなくてはならないか。

### ▶まずは、契約前に…

- ・事業者に訪問を依頼する前に、費用や作業内容などをよく確認しましょう。
- ・修理を依頼した後でも、高額な修理を提案された場合は、急いで契約せずに契約条件をよく確認しましょう。

### ▶契約してしまったが、解約したい…

- ・自宅への訪問を依頼し、契約した場合でもクーリング・オフが可能な場合があります。

### ※クーリング・オフの対象となるためには条件があります。

例えば、ウェブサイト上の安価な修理代金を見て修理を依頼したにもかかわらず、実際には高額な工事の勧誘を受けた場合など、消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約を締結する意思を有していなかったと言える場合には、訪問販売に該当すると考えられ、クーリング・オフが認められます。

判断に迷う場合は、消費生活センター等に相談しましょう。



**訪問販売による取引のクーリング・オフは  
契約書面を取った日から、8日間以内です。**

クーリング・オフは原則として無条件で契約を解消できます。

困ったときは1人で悩まず相談しましょう！最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

相談先：消費者ホットライン **188（いやや！）**（局番無し3ケタ）